平成２４年（フ）第２９３号
香川県高松市室町1935番地　大西アパート33号室
債務者　中島　峯子（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成24年11月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第９９号
香川県坂出市久米町２丁目７番62号
債務者　杉山　　正
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで　高松地方裁判所丸亀支部

平成２４年（フ）第１２１号
香川県丸亀市川西町北141番地１　城辰ハイツ102号
債務者　中林　憲司
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで　高松地方裁判所丸亀支部

平成２４年（フ）第１２２号
香川県丸亀市川西町北141番地１　城辰ハイツ102号
債務者　中林　絵美
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで　高松地方裁判所丸亀支部

平成２４年（フ）第６３号
福岡県大牟田市姫島町38番地７　姫島ビル20Ｇ号室
債務者　原田　美鈴（旧姓安部）
1　決定年月日時　平成24年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで　福岡地方裁判所大牟田支部

平成２４年（フ）第７４号
福岡県大牟田市旭町３丁目１番地13　森永コーポ303号、前住所福岡県大牟田市天領町２丁目36番地13
債務者　安部　義治
1　決定年月日時　平成24年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで　福岡地方裁判所大牟田支部

平成２４年（フ）第１０８０号
千葉県市川市大和田３丁目12番４号
債務者　秋谷　優美
1　決定年月日時　平成24年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１１０９号
千葉市花見川区検見川町５丁目2213番地58
債務者　松井　光章
1　決定年月日時　平成24年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１１２２号
千葉県市原市白金町４丁目36番地１　タウンハイツ白金106
債務者　大沼奈穂美（旧姓馬目）
1　決定年月日時　平成24年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１１３８号
千葉県習志野市実籾４丁目11番６―206号
債務者　坂口登志雄
1　決定年月日時　平成24年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１１５８号
千葉県浦安市明海４丁目２番８―305号　望海の街
債務者　平野　愛佳
1　決定年月日時　平成24年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１１５９号
千葉県市原市うるいど南１丁目３番地１　エールストヴィラⅠ―101
債務者　岡本　智嗣
1　決定年月日時　平成24年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１１６７号
千葉県市川市柏井町１丁目1926番地　グラン・コート船橋法典404
債務者　田崎　洋則
1　決定年月日時　平成24年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１１７９号
千葉市美浜区高洲４丁目３番３棟201号
債務者　森　慶一郎
1　決定年月日時　平成24年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１１８２号
千葉県市川市入船３番14号
債務者　杵渕　**舷**子
1　決定年月日時　平成24年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１１９６号
千葉県船橋市本町３丁目３番８―302号
債務者　岡澤　浩司
1　決定年月日時　平成24年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１２０１号
千葉市稲毛区小仲台３丁目１番24号　ハイツダイボウ301号
債務者　松本　敬三
1　決定年月日時　平成24年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１２１１号
千葉県八千代市米本1359番地　米本団地３街区７棟307号
債務者　渡部　節子
1　決定年月日時　平成24年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係